

## その他

- ◆ 二測定（身長、体重） … 2学期 3学期 全学年
- ◆ 子どもの生活習慣病予防検診 … 7月～9月 5学年希望者

## ◆検診のお知らせ

内科、歯科、眼科、耳鼻科、その他の検査が終わりましたら、必要な児童には検査結果をお知らせする書類を持って帰らせます。

これを医療機関にもって行き、できるだけ早く受診してください。

受診後、病院からもらう報告書を学校に提出してください。

健康診断の最終結果や二測定の結果につきましては「わたしのけんこう」にてお知らせします。



## ◆毎日の健康管理

### ◆ 家庭で

朝、ご家庭で、児童の健康状態をみてください。心配なときは、家で様子をみるか、医療機関を受診してください。無理をして登校させると症状が悪化することもあります。また感染症にかかっている場合は、他の児童に感染することにもなりかねません。

### ◆ 学校で

始業前の朝の時間に、各クラスで健康観察を行っています。



## ◆ケガや病気のときは？

### ◆ ケガをしたとき

学校で起きたケガについては、保健室で応急手当を行った上で、

- ①その後の経過観察をします。（状態により学校または家庭で）
- ②医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり、受診させます。

医療機関に連れて行く際に保護者（安全カードに記載の連絡先）へ連絡をします。原則として保護者に医療機関までお越しいただきます。

なお、保健室ではその日学校で起きたケガに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の手当はご家庭でお願いします。

児童には、学校管理下でケガをしたときに、すぐに担任またはケガをした時間の担当の先生に申し出るようご指導ください。また、学校でのケガで家庭から医療機関に行くことがあったときは、翌日担任まで連絡帳などでお知らせください。

### ◆ 病気になったとき

からだや生活のようす、クラスでのようすなどから、症状の程度および要因を判断し、

- ①教室での授業が可能であると認められる場合は、教室にかえし担任が経過観察をします。
- ②しばらく保健室で安静に休ませ、経過を観察します。

その後も症状のよくなる場合は、担任または養護教諭等より保護者に連絡をとり、下校させます。（その時は原則として迎えにきていただきます）

保健室は特別教室の一つで、医療機関ではありません。したがって病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできませんので、ご承知おきください。